

# 神奈川県内における裁判員制度に関するよくある質問

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートしました。神奈川県内の裁判員裁判は、横浜地裁本庁と小田原支部（以下「横浜地裁」）で行われており、令和3年12月までの間に、783人に判決が言い渡されました。

県民のみなさまのご協力に深く感謝いたします。

ここでは、神奈川県内における裁判員制度の実施状況（統計データ、裁判員等経験者アンケート結果）に基づいて、よくある質問にお答えいたします。

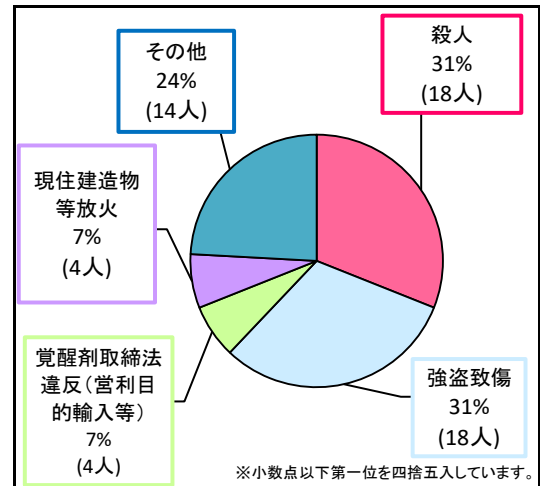
## 1 どんな事件の裁判をするのですか？

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、覚醒剤取締法違反罪（利益を目的とした輸入など）、現住建造物等放火罪などがあります。

すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさまの負担が大きくなるため、国民のみなさまの意見を取り入れるのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行っています。

横浜地裁において、令和3年1月から12月までに行われた裁判員裁判の判決人員（58人）の内訳を罪名別でみると、【図1】のとおりになっています。

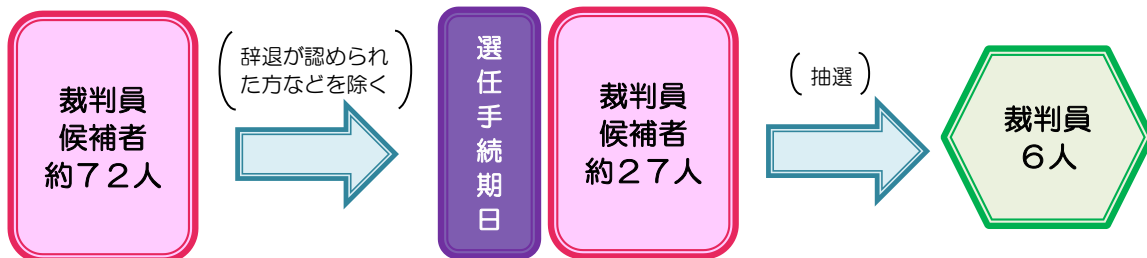
【図1】 罪名別判決人員数



## 2 裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか？

1事件あたりの平均でみると、裁判員候補者として約72人の方に「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を発送していますが、このうち約50%の方は、実際に裁判所にお越しいただく前に辞退が認められています。また、裁判所で行われる選任手続期日当日には約27人の方にお越しいただき、この中からくじで6人の裁判員（※）が選ばれました。

※ 事件によっては、裁判員6名の他に、数名の補充裁判員を選ぶことがあります。



### ■ 選任手続期日にお越しいただいた方の声 ■

- 職員の方の対応がとても良く、裁判員をやってみたいと思えました。
- 分かりやすい説明をしてくださりスムーズに進めてくださりました。
- 裁判所に行くのが初めてで緊張していましたが、職員の皆様が優しく丁寧に対応して下さり安心できました。
- 感染症対策への配慮、選任手続の具体的進め方など、適切で安心して過ごすことができました。

### 3 裁判所へ行かなければならない日は、都合が悪いのですが。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載された日時にご都合がつかない方は、同封の「質問票」に具体的なお事情を記載して裁判所へご返送ください。

裁判員に選ばれた場合には、記載された全ての日に裁判所にお越しいただくことになりますので、1日でもご都合がつかない場合には、裁判所にご事情をお知らせください。

裁判所は、質問票に記入していただいた内容を基に辞退が認められるかの判断をさせていただきます。辞退が認められた場合には、その旨の通知をお送りします。この場合、裁判所にお越しいただく必要はありません。

質問票の提出後にご都合がつかなくなった場合には、裁判所へご連絡ください。

### 4 選任手続では、どのようなことをするのですか？

選任手続では、事件の概要などを説明した後、裁判長から改めて裁判員になることについて差し支えがないかなど、いくつか質問をさせていただき、裁判員を選任する抽選を行います。

選任手続にかかる時間は、およそ**2時間程度**です。

裁判員に選ばれた方は、午前中に選任手続が行われた場合、その日の午後から裁判に参加していただく場合もあります。

なお、服装についてのきまりはありませんので、普通の服装でお越しただければ結構です。

(選任手続で使用する施設案内について、横浜地裁本庁は[こちら](#)。小田原支部は[こちら](#)。)

### 5 裁判員に選ばれなかった場合には、どうなるのですか？

裁判員に選ばれなかった方は、選任手続が終了した時点でお帰りいただけます。

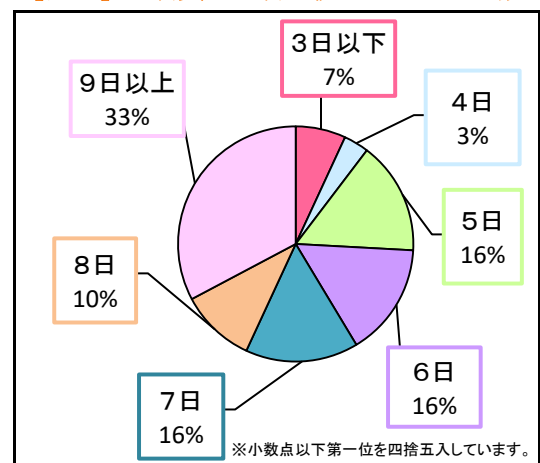
なお、辞退が認められた方は、その年の別の事件で再び裁判員候補者に選ばれることがあります(その場合には、改めて「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が送付されます。)

それ以外の方は、その年に別の事件で裁判員候補者に選ばれることはありません。

### 6 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえませんが、横浜地裁では、【図2】のとおり、多くの事件が7日前後で終了しています。

【図2】 裁判員が裁判手続に参加した日数



## 7 裁判員になったら、どんなことをするのですか？

### 1. 公判に立ち会う（審理）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判）に立ち会います。

公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

### 2. 評議，評決を行う

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

### 3. 判決宣告に立ち会う

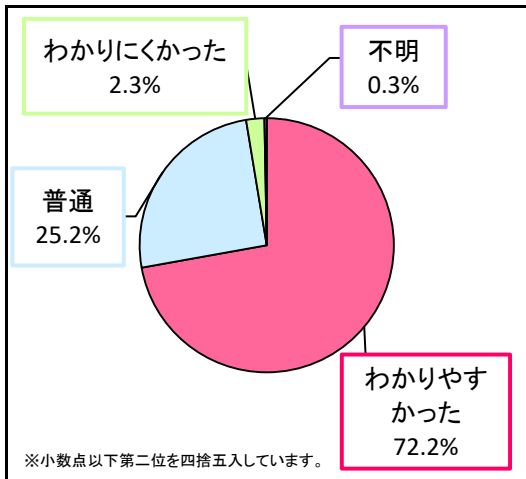
評議が整い判決の内容が決まると法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

（裁判員が使用する施設案内について、横浜地裁本庁は[こちら](#)。小田原支部は[こちら](#)。）

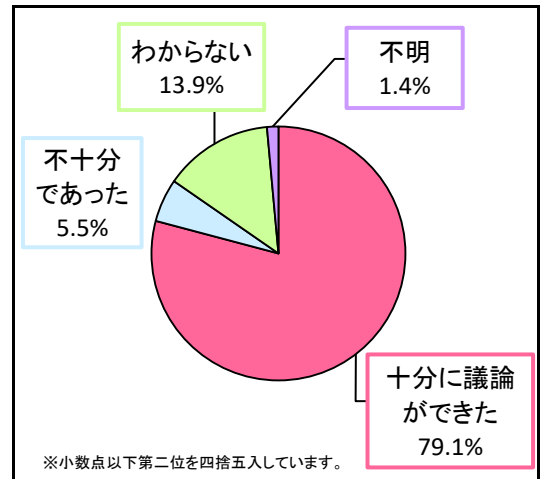
横浜地裁では、審理の内容については、約72%の裁判員が「わかりやすかった。」と回答しています【図3】。

また、評議については、約79%の裁判員が「十分に議論ができた。」と回答しています【図4】。

【図3】 審理内容のわかりやすさ



【図4】 評議における議論の充実度



### ■裁判員経験者の声■

- 一人一人が話しやすい雰囲気作りをしてくださりととても助かりました。
- 皆の意見を平等にくみ取って、評議を進められていたと思います。評議の時間、休憩の取り方も適切だったと思います。
- 始めに評議の流れを説明していただいたので、不安なく考えることができました。進めていく中で、不明な点やどう考えたらよいか分からない事に対しても丁寧に対応していただき、最後までしっかりと考えられました。
- 途中途中で質問に対し、快く受け付けていただき、その都度丁寧に対応していただきました。
- 分かりにくい点や専門的な部分は詳しく説明していただけたので、十分に理解しながら進めることができました。

## 8 裁判をするのは責任重大で気が重いのですが。

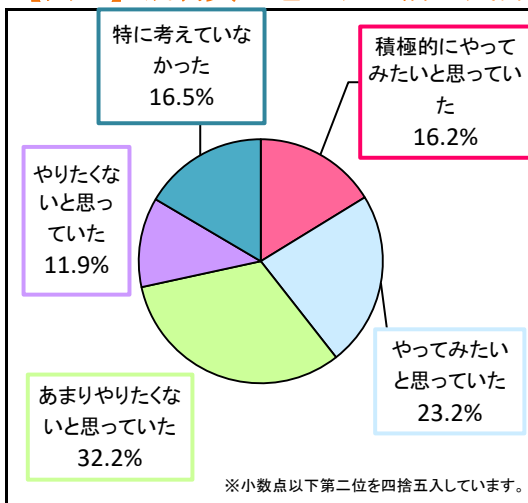
たしかに、刑事裁判は人の一生を左右するものですから、決して裁判員の責任が軽いものということはありません。

しかし、裁判員は1人だけで「裁判をする」のではありません。他の裁判員や裁判官とともに、いろいろな疑問や意見を出し合った上で、「一つのチーム」として、結論を出していくのです。有罪・無罪あるいは刑を決めるという判断は、安易に下せるものではありませんが、チームの全員が、真剣に議論した結果であれば、妥当な結論に至るはずです。

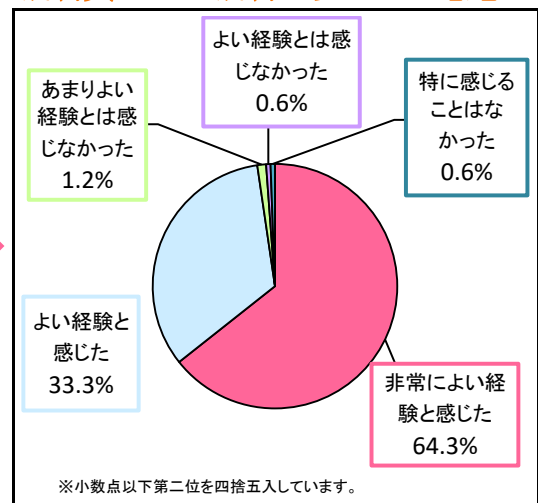
そのために裁判所は、裁判員の方々が充実した議論をしていただける環境整備に努めるとともに、不安を解消できるようにサポートしてまいります。

横浜地裁では、裁判員を経験された方のうち、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくないと思っていた。」又は「やりたくないと思っていた。」と回答された方が合計約44%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計約98%の方が「非常によい経験と感じた。」又は「よい経験と感じた。」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます【図5】。

【図5】 裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



### ■ 裁判員経験者の声 ■

○裁判がより身近なものになりました。他の裁判にも興味を持つようになりました。

○平等に一つの問題に対し、冷静に真剣に話し合いを行うという貴重な経験ができました。また、実生活の中でも物事に対しての考え方のヒントになりました。

○一つの犯罪について深く考える事によって自分自身の新しい発見につながりました。ほかの方の様々な意見も聞けて大変勉強になりました。

○これまで知らなかった事が多かったことに気付くことができました。事件の事、裁判の事など深く考える機会をいただけたと思います。

○一つの事件を通し、色々な考え方がありとても良い勉強になりました。今までは、テレビの中の出来事のように感じていましたが、裁判に関して身近に考えられるようになり、世界が少し広がったと思いました。